

10 税務上の取扱い

■NPO法人に対してはいろいろな税金が課せられます。詳細については、税務署、県税事務所等関係機関にお尋ねください。

税制上の収益事業は、法人税法施行令第5条第1項に掲げられている34業種に該当するものをいいます。そのため、特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上の収益事業に該当する場合には課税の対象となりますので注意してください。

(1) 法人税（国税）

課税対象収益事業（法人税法上の収益事業）から生ずる所得に課税されます。

法人税法上の収益事業の種類（法人税法施行令第5条第1項）			
物品販売業	請負業	仲立業	遊覧所業
不動産販売業	印刷業	問屋業	医療保健業
金銭貸付業	出版業	鉱業	一定の技芸教授業等
物品貸付業	写真業	土石採取業	駐車場業
不動産貸付業	席貸業	浴場業	信用保証業
製造業	旅館業	理容業	無体財産権の提供等を行う事業
通信業	料理店業その他の飲食店業	美容業	
運送業	周旋業	興行業	労働者派遣業
倉庫業	代理業	遊技所業	

(2) 法人住民税（地方税）

均等割は、事業所の所在する都道府県及び市町村ごとに課税されます。

法人税割は、収益事業から生じた所得に対して課せられた法人税を基礎に課税されます。

① 県税

法人県民税	均等割	2万500円（高知県では、均等割は免除されます）	
	法人税割	法人税額が年1,000万円を超える法人	4.0%
		上記以外の法人	3.2%

（ただし、平成26年10月1日から平成31年9月30日までの間に開始した事業年度に適用される税率）

② 市町村税

法人市町村民税	均等割	6万円
	法人税割	法人税額×12.1%

（ただし、市町村によって異なります。一定の減免措置を行っている場合もありますので、最寄りの市町村窓口にご相談してください。）

(3) 法人事業税（県税）

法人税法上の収益事業を行う場合の収益事業から生じた所得に対して課税されます。

年間所得 400 万円以下の部分	3.4%
年間所得 400 万円を超～800 万円以下の部分	5.1%
年間所得 800 万円超の部分	6.7%

（ただし、平成 26 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間に開始した事業年度に適用される税率）

(4) その他の税

上記（1）～（3）の他に課せられる主な税は、国税としては、消費税、印紙税など、県税として、不動産取得税、自動車取得税、自動車税など、市町村税として、軽自動車税、固定資産税などがあげられます。